

意見書案第12号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月23日

東近江市議会議長  
西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会  
委員長 山 本 直 彦

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定されている。難聴になると、家庭の中でも、社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘している。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれているが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低い。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック 2022 調査報告では、難聴の人の補聴器所有率は、日本では 15.2%と、デンマーク 55%、イギリス 53%、フランス 46%、ドイツ 41%などと比較して極端に低い数値となっている。

この背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たり概ね 20 万円～50 万円と高額で、保険適用がないため全額自費負担となっていることがある。身体障害者であるとされる高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられる。しかし、その対象者は僅かで、該当しない約 9 割の人は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。欧米では既に確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていない。

こうしたなか、県内で 8 市町が独自の補助制度を創設し、喜ばれている。しかし、補助額は年 2 万円～4 万円と少額のため、購入を断念する事態も生まれている。一方、東京都は補聴器の購入費助成等を行う区市町村への補助（補助率 2 分の 1）を実施しており、23 全区が補助制度を実施し、補助額も上限 14 万 4,900 円（台東区）、同 13 万 7,000 円（港区）などの自治体も生まれている。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、加齢による難聴者の補聴器購入に対する県独自の補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

東近江市議会会議長 西崎 彰

三日月大造滋賀県知事 宛

滋賀県議会議長 宛